

東京都社会福祉審議会検討分科会(第3回・拡大)会議録

I 会議概要

1 開催日時 令和4年10月21日(金)午後6時15分から

2 開催場所 第一本庁舎33階 特別会議室N6

3 出席者 【委員】

山田分科会長、駒村副分科会長、青木委員、秋山委員、小口委員、杉山委員、筒井委員、室田委員、横山委員、吉野委員、和気委員、小林臨時委員、高橋臨時委員、田中臨時委員、森川臨時委員、山本臨時委員

【オブザーバー】

平岡委員長、栃本副委員長

(以上18名)

【都側出席者】

福祉保健局幹事・書記

4 会議次第

1 開会

2 審議事項

(1) 意見具申に向けた論点の整理について

(2) その他

3 閉会

○中村福祉政策推進担当課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから東京都社会福祉審議会の拡大の第3回検討分科会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。本審議会事務局の福祉保健局企画部福祉政策推進担当課長の中村でございます。

議事に入る前に、何点かご連絡をさせていただきます。

まず、委員の出席をご報告させていただきます。本日もご出席の連絡をいただいた委員は、16名でございます。

本日、欠席のご連絡をいただいておりますのは9名で、井上委員、奥田委員、尾崎委員、河村委員、白波瀬委員、寺田委員、渡邊委員、岡部臨時委員、小澤臨時委員の9名でございます。

本会の委員総数は25名ですので、委員総数の半数以上という定足数を達していることをご報告いたします。

続きまして、会議資料のご確認をお願いしたいと存じます。机上に配付しております資料をご覧ください。まず、会議次第がございまして、資料1、委員名簿と幹事・書記名簿、資料2、意見具申までのスケジュール、資料3、会議の公開の基準について、資料4、第22期審議テーマ等について、資料5、意見具申に向けた論点の整理（案）、資料6、意見具申に向けた論点の整理（案）に関する山田分科会長メモでございます。

次第に記載がございませぬ参考資料につきまして、参考資料1として、第1回、第2回の検討分科会の委員発表資料と各回の議事録をつけてございます。参考資料2から5につきましては、第1回、第2回検討分科会時と同様の資料となりますので、ご案内は割愛させていただきます。参考資料6から11につきましては、各分野の計画及び東京都全体の計画となります、未来の東京戦略のご案内となります。なお、こちらの参考資料につきましては、事前にメール等で送付させていただきましたので、ご案内のみとさせていただきます。本日は机上配付しておりませんので、ご了承ください。

資料の確認は以上になります。ご確認お願いいたします。

次に、会議の公開についてご説明いたします。当分科会は、審議会に準じて公開となっております。本日は事前にご連絡をいただいた傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。

なお、当分科会の議事録は、東京都のホームページで公開させていただきますことを申し添えます。

また、オンラインでご参加の委員の皆様におかれましては、カメラは基本的にオンにさせていただき、お顔が表示される状態としていただくようお願いいたします。また、ご発言の際は、マイクもオンにさせていただきようお願いいたします。

もしマイクをオンにいただいてもご発言の音が聞こえない等、不具合がございましたら、一度オンラインの会議から退出していただきまして、再度入室していただくようお

願いいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。これから先の議事進行につきましては、山田分科会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○山田分科会長 本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。座らせていただきます。

7月に開催した前回の検討分科会の後、起草委員会において、2回にわたり議論を進めてまいりました。議論された内容を、資料5の意見具申に向けた論点の整理（案）としてお配りしております。これを基にして、本日、広く委員の皆様にご意見をいただき、年度末の意見具申に向けた方向性を確認させていただきたいと考えております。

議事の進め方でございますが、まず、事務局から資料4、第22期審議テーマ等について、資料5、論点の整理（案）について説明をしていただき、それについて議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○中村福祉政策推進担当課長 前回の検討分科会から間が空いておりますことと、今期の検討分科会に初めてご出席いただきます委員もいらっしゃいますことから、まず資料4、第22期審議テーマ等について、今期の審議の流れを簡単にご説明させていただきます。

今期の審議テーマは、2040年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉施策の在り方ということですが、人口減少、少子高齢化の一層の進展等による人口構造・社会構造の急速な変化や、地域生活の課題が複雑化、複合化しており、一つの分野での解決が難しく、リスクが増大しているという課題認識とともに、コロナ禍で顕在化した様々な格差等の課題を踏まえまして、福祉施策を中長期的な視点から構築し直していく必要があるのではないかという点から、このテーマを設定したものでございます。

これを踏まえまして、7月に開催しました、第1回、第2回の検討分科会において、委員及び臨時委員の皆様方から、2040年代を展望した今後の福祉施策の展開をテーマに、各専門分野の見地からご発表いただき、議論を行いました。

続きまして、資料5、論点の整理（案）をご覧ください。

1 ページ目は目次になります。

2 ページ目の1、前期意見具申後の都の取組、及び2、人口構造と社会構造の変化につきましては、基礎的な資料等の掲載を予定してございます。

3 ページ目のコロナ禍で顕在化した課題や社会の変化につきましては、昨年度実施しま

した公開研究会での発表や議論を元に記載してございます。

4 ページ目以降の課題と背景につきましては、検討分科会での発表や起草委員会での議論を踏まえ、第1節、標準的ライフコースや家族形態を前提とした福祉制度の揺らぎ、第2節、地域福祉、地域コミュニティの揺らぎ、第3節、現制度では対応が難しい様々な課題の大きく三つに分類してございます。

単身世帯が増加し、これまで家族が担っていた様々な機能を持たなかったり、非正規雇用等の不安定な就労で、職域にも守られないような人が多くなっています。血縁や地縁、職域などのつながりが脆弱になっている状況で、コロナ禍で孤独・孤立の問題や格差の問題もより鮮明化してきました。

また、各分野の既存の制度は個々で様々な相談体制や支援が確立しているものの、現在、地域で課題となっている事象は、例えば 8050 問題やヤングケアラーなど、一つの分野だけでは解決できない問題が増えている状況です。

今期の審議会では、こうした現在の状況を踏まえつつ、2040 年代は団塊ジュニア世代が後期高齢者となっていく年代であることや、少子高齢化のため生産年齢人口が減少していく中で、今後の福祉施策の展開のためどのような視点が必要かということを議論していただいております。

本日は、資料5、論点の整理（案）を中心に、さらに議論を深めていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山田分科会長 ありがとうございます。

それでは、これから議論に入らせていただきます。発言があれば、挙手でお願いいたします。また、オンラインでご参加いただいている皆様には、挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

本日は資料5、論点の整理（案）のうち、資料5の4ページでしょうか、課題と背景、方向性の部分を節ごとに議論してまいりたいと思います。私が多少事前に見まして、少し考えるところがありましたので、多少メモを作っていました。

まず、1節から議論をしていただきたいと思いますけども、標準的なライフコースや家族形態を前提とした福祉制度の揺らぎというのがありまして、従来の福祉の対象にはならないが、貧困や孤立リスクが大きい世帯が増えてきたと考えています。例えば、今までは主に父親が正規雇用で子育てしているというのが標準的だったのでしょうけども、父母とも非正規とか、さらには無職といったような世帯も増えてきていますし、私の言う、いわゆる

中高年で未婚で親と同居している 8050 問題にも言及されましたが、といったような世帯も増えてきますし。ほとんどの人が結婚していた時代は、一人暮らしといっても、どこかに子供なりがいたと思うんですけれども、未婚、離婚等が増えてきますので、家族がいな一人暮らしの高齢者等も増えてきています。貧困や孤立に陥らないためにどのような支援が必要なんだろうか、また、潜在しているニーズの予防的、発見的な課題なのだろうかといったようなところが今後問題になってくると思いますが、皆様のほうから、この標準的なライフコースや家族形態を前提とした福祉制度の揺らぎに関して、第1節に関しまして、ぜひご意見、ご見解をいただければありがたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

青木委員、よろしく願いいたします。

○青木委員 ここにあるとおりです。現場で仕事をしていても、確かに高齢者、今回のこのコロナの状況の中で表に出られない、特に高齢者が表に出ない状況がひどくなってきています。その中で、ただでも孤立している一人暮らしの独居の老人が多いわけですけども、そういう方ほど表に出ない傾向が強くなっています。

その際に、もちろんここに書いてあるようなこともあるんですけども、体力がなくなっちゃうというのがすごく困っている状況なんです。これは子供たちの体力測定をしてもそうなんですけども、実際に体力が下がっているという話が文科省で出ているのにありましたが、特に高齢者は体力がなくなってしまうと、例えば人と話すとか、相談をするとか、そういった気力の衰えにも結びついちゃっているんです。したがって、どうやってこの体力を温存していくか、表に出て歩いたり、運動したりしなきゃ駄目なんですけども、やっぱり人は生き物ですから、人とのコミュニケーションを取るにしても、体を動かすこととか、しゃべることとか、そういうことによって結果として体力を確保できるような取組というのが必要なんじゃないかというふうに、現場ではすごく感じる場所があります。

ただ、そのことは、この中で論じることなのか分かりませんが、今葛飾区の中でも、46万区民が健康増進をするための取組というのを、モニター制度を使ってみたり、実際に高齢者に対していろんな取組をしたりしているんですけども、こういった中でも何か触れていただけると、いいのかなと思っています。

○山田分科会長 ありがとうございます。多分、周りに知り合いとかがいれば、家族がいれば、出ていけとか言うんでしょうけれども、多分知り合いも家族もない人が増えているのではないかと思いますので、そういうところにも配慮していきたいと思って、思っ

というか、べきだと私も思います。

ほかにありませんでしょうか。お願いします。

○小林臨時委員 頂きました資料5と委員長のメモについて、用語の点ですこし伺います。課題と背景のところです。

第1節では、標準的ライフコースや家族形態を前提とした福祉制度の「揺らぎ」という表現が使われています。また、2節も同じように、地域福祉、地域コミュニティの揺らぎとされていますが、「揺らぎ」というのは、これまでの出来上がっていたシステムが揺らいでいるというふうに理解してよろしいでしょうか。

たしかに、ここに書かれているようないろいろな課題が生じてきているのだけれども、福祉制度も揺らいでいるという把握の仕方になるのか、ではなくて福祉制度を、あるいは福祉の理念も含めて拡大・強化することで、家族や地域のいろいろな課題に対応するという、もっと積極的な福祉という捉え方があるのではないか。例えばですが、国は、地域共生というような概念を使っているわけですが、もっと福祉が社会全体のシステムを支えることが期待されているからこそ、福祉の課題が重要になってくるといふ捉え方になるのではないかなという気がしました。これを「揺らぎ」というと、福祉制度が揺らいでいるというのは、どういう意味で使われているのだろうかということが少し気になったということとをまず申し上げたいと思います。

○山田分科会長 ありがとうございます。私の理解ですと、今までの福祉では、システムでは対応できないような課題が出てきたという程度で使っているので、別に福祉制度が全部崩れて、崩れる直前にあるとか、そういう意味ではないので。もし小林先生のほうで何かいい表現なり言葉がありましたら、ぜひご提案いただければありがたいんですけども。

○小林臨時委員 福祉の制度全体にいろいろな問題が発生してきていることは確かだと思いますが、では、福祉というのは、今までの考えが揺らいできているのは、福祉の制度がよくないという意味で従来の福祉の制度が揺らいでいるという意味なのか。

2000年代に入って介護保険が実施され、これに関連するさまざまな施策が導入されてきていて、最近では、地域福祉を拡充するというので、このところ施策の展開は進んできていると思います。そういう観点から、2040年代に向かっても、むしろ施策をもっと充実していくというのでしょうか、社会福祉もそうですけども、地域の福祉を拡充していくというような意味にはならないのだろうかというような、少し素朴な意味での、全体のトーンに関わるのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○高橋臨時委員 今の小林委員と、それから青木区長さんのご発言を合わせて、考えることがあるんですが。本来福祉制度が対応すべきものが、実は医療によって担われてきたんです、いわゆる社会的入院問題です。生活支援の欠如、言い換えれば福祉サービスが行き届かなかったことによって、地域ケアをはじめとする様々な支援が不十分だったから医療に依存せざるを得ないことがあるのです。医療が福祉の代替をしてきたという現状、これは障害もそうですが。それから、施設が在宅ケアの代替をせざるを得ない状況があると。これは揺らぎでも何でもなくて、今までの福祉制度の不十分さ、あるいは、欠陥なんです。そのような認識を共有化する必要があります、これが出発点です。

それは生活保護制度の議論も制度の揺らぎというよりは、生活保護が対応すべき生活上の課題に適切に対応できなくなっているという、生活保護制度の制度と運用をめぐる在り方の問題です。生活困窮者への居住支援の問題を通じて居、制度の限界を痛切に感じております。

実は福祉制度という言葉で使う福祉と、人々の良き暮らしの意味でのウェルビーイングというふうに把握したときに、福祉をめぐる制度がウェルビーイングとマッチしなくなっているという問題だと思っています。

まさに、ウェルビーイングの重要な構成要素である、孤立・孤独の問題と裏腹ですし、東京都でも、都市にあった地域共同体が壊れ始めてきているというのを実感しています。そういう意味では、生活環境そのものが、地域を支えた人たちが消えてなくなっている、昔から地域を支えてきた自営業の方々の、生業が消えてなくなって、地域福祉の大きな論点になると思います。

そういう意味では、民生委員さんのなり手がなくなりつつあるというのは、実はそれと裏腹。そういう意味で言えば、地域の、それから、もう一つは、タワマンの林立に象徴されるような地域社会を必要としないような生活環境が急増している。これも最近、住宅局のいろんな新しいモデル事業を議論していて、要するに古くなった団地や高層住宅が、コミュニティの再生をやろうとしているという動きが、現れ始めていて、一方で、2040年を考えると、今高齢者の皆さんがどんどんタワマンに移っていて、それが実は気がついてみたら、孤独を誘発するような、そういう環境だというのがあって。そういう話、生活環境の非福祉化というか、反福祉化という議論に、福祉サービスはどう応え得るか、これは生活困窮者だけではなくて、そういう趣旨で申し上げます。

それから、もう一つは、私が大変心配しているのは、準市場で福祉サービス、介護サー

ビスの供給を増やしてきたんですが、これが逆機能を果たし始めているのではないかと。要するに、準市場によって民間営利起業の参入が可能になってきましたが、というような供給量を増やすということで介護保険で入れられていたんですが、どうもそれと逆の動きが、介護保険だけではなくて障害福祉にも営利を一義的に考えてサービスの質や内容に心配なことが起こっているらしいという感じで、これは東京都としてどう対応するかちょっと真剣に考えなければいけない。

一方で、地域の手づくりのというか、そういう NPO なり、今後、法制化された労働者協同組合などは地域を基盤とした、宮本太郎さんが仰っている生活支援労働を手がける、ワーカーズコレクティブとか。だから、準市場の問題点というのをきちんと見据えるとこれらの地域に依拠した事業体を支援する必要があると思うのです。

○山田分科会長 ありがとうございます。そうですね、さらに福祉だけではなくて、医療や、医療制度や住宅政策の結果、また新たな福祉課題が出ているということ。あと、市場との関係を、福祉と市場との関係をどうするかというのは、結構根深い問題があると思いますので、その変化、それも変化している中で新しい課題が出てきているというふうに少し考えていきたいかなと。

○高橋臨時委員 ご承知かと思いますが、全世代型社会保障構築会議が今、5月17日に中間報告を出して、そこに社会保障としての住宅という視点が、単身困窮者、生活困窮者の住まい問題という形で出ております。

これは、本来は社会保障と住宅を本気でやりたいという、そういう意識はあることは事務局に確認しております。しかしながら、今の情勢では財政問題があるので。それから、やっぱりそれだけの準備がないので、生活困窮者の住まい問題という形で出ているんだけど、これは東京としては大きな問題として非常に重要な課題であるということ。

この構築会議の問題提起に、注意を喚起しておきたいと思います。

○山田分科会長 ありがとうございます。そういうことも書き込む方向でお願いしたいと思っております。

小林先生のほうですけれども、どうでしょう。何か福祉の揺らぎでないとすると、不足みたいな感じでしょうか。今までの福祉が別に完璧だったというわけではないとは思いますが。

○小林臨時委員 それは議論していただければいいのではないのでしょうか。

○山田分科会長 何かいい表現とかがあれば、ぜひお聞きしたいんですが。もちろん後で

も結構ですので、よろしく願いいたします。

○小林臨時委員 皆さんの議論を伺ってから。

○山田分科会長 はい、ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。では、横山委員、お願いします。

○横山委員 私の場合は、うちの事業の中で身近なところで感じたところで、この標準的ライフコースですとか、家族形態云々という辺りで、ちょっと気づいたことが1点ありまして。

私どものほうで一番今悩みなのは、施設の職員が確保できないということで、職員の在職期間を知る観点から従事者共済の退職金の払出しなんか見てみると、年々短くなるんです。だから、採用しても、すぐにどんどんやめていくという状況にあります。背景に何かあるかという、これは若い人との職業感に対する違いがあるみたいで、幾ら一生懸命待遇を良くして人を集めても、若い人を採用しても、どんどん転職していってしまうという状況があります。これではいくら人を集めても人手不足は容易に解消しません。

ですから、その待遇だけの問題ではなくて、やっぱり考え方の問題として、やはりひとところにとどまらないといったような考え方、それは恐らく家族形態だとか、ライフプランみたいな話も含めて大きく影響しているのかなと思っています。それが、ある意味で私どものほうの施設の職員募集の中に出ているのかなという感想でございます。

○山田分科会長 ありがとうございます。いわゆる介護するマンパワーのほうの福祉なり、意識なり、そういうものを考えなくてはいけない。ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。よろしく願いいたします。和気委員、お願いします。

○和気委員 はい、和気です。分科会長のほうが書いていただいた課題の3節についてです。

○山田分科会長 今、1節だったんですけど、構いませんので。結構です。

○和気委員 以前に白波瀬先生がご報告していただいたかとは思いますが、女性の問題が全体としてあまり書かれていないという印象を受けました。コロナ禍でも、女性と若者の自殺等が増大しているということで、困難を抱える女性支援法が制定されました。相談員の問題も書かれていますが、婦人相談員は、ほかの相談員に比べて圧倒的に非常勤で、最低賃金で働いているということが指摘されています。東京都においても、雇用の問題、とりわけ大都市部において解決すべき女性の問題である、コロナ禍でも飲食業等で働いている女性の問題がクローズアップされましたが、その辺りのジェンダーの問題をもう

少し鮮明に出していただけるといいと思いました。

○山田分科会長 ありがとうございます。確かに、この部分も、女性は男女平等審議会のほうですとかいうこともありますので、これも分野横断的な、もちろん虐待問題も含めまして、DV 問題も含めまして横断的な問題だと思しますので、この点もぜひ書き込みたいと思います。ありがとうございます。

○平岡委員長 よろしいですか。そうですね、福祉制度とか福祉政策というものをどういうふう理解するかというのは、前期の議論でも出たと思うんですけど。ここで問題にしている福祉制度の揺らぎというのは、基本的に教科書的な話になりますけども、日本の社会保障制度というのは社会保険中心の仕組みとして発達してきていて、労働者、正規雇用者を中心にした制度が日本にあったわけです。その部分が非正規雇用が拡大してきたということで、揺らいできているということはよく知られていることであるんですけども。

それが、そのセーフティネットが働かないことで、福祉のほうで受け止める必要が出てきているということで、福祉の負荷は非常に大きくなるということがあるということになると思っていますので。ですから、そういう社会保険を中心にした仕組みが揺らいでいるという意味と、それから、そこから落ちてきた、そこで支えられないニーズに対して福祉が対応しているというので非常に負荷が大きくなっているということ。

あるいは、そのプロセスの中でいろんな社会的な、後の議論にもなりますけど、不利益が集積する、累積することで、複合的、複雑化した課題を抱えるということ、質的にもその福祉制度での対応が難しい課題になってきているという形で、整理したらどうかということがあります。ちょっとその点だけ付け加えさせていただきました。

○山田分科会長 ありがとうございます。では、次は2節で、地域福祉、地域コミュニティの、これも揺らぎにしたんですけれども、こちらに移らせていただきたいと思います。

地域間の格差だとか担い手不足、先ほどのすぐやめてしまうというのも、市場のボランティアも含めてだと思えます。しかし、新たな担い手や主体が出てきたり、資金をどうするかとか、地域のネットワークはどうなっているか。また、地域の相談窓口、相談員の問題や個人情報や子供はどこで育つか。先ほどの高橋委員の中でも、いわゆるタワーマンションが出てきたときに、私は東京の下町の生まれ育ちでありますから、おかずを交換するような、いつも鍵がかかってないようなところで育ってきたんですけれども。そういう下町のところに住んでいる孤立する老人とタワーマンションで住んでいる孤立する老人の問題では、多分対応方針が違うようになってくるぐらい、地域が多様化しているような状

況になっていると思いますし、さらに、地域を超えたつながりというのにも出てきていると思います。

そういう地域の特性に応じたつながりとか、新しい人材発掘、活用、もちろん市場労働というか、福祉現場で働いている人も含めまして、そのような地域のつながり、信頼等をどうしたらいいかということに関して、ご意見がもしあれば、よろしく願いいたします。

青木委員、お願いいたします。

○青木委員　じゃあ、ちょっとすみません。地域コミュニティが崩れているのは、もう事実です。特にこうしたコロナとかいろんな影響もあって、よりそうなっています。例えば、町会なんかの組織率も非常に下がっている状況もあります。

そういった中で、働く方も年齢も 70 歳まで働くようになっていきますし、いろんな意味で地元で活動しないという方が増えるような状況にもなるんです。ただ、実際に、これ 2040 年代を視野に入れたということで考えますと、ワーク・ライフ・バランスとかライフ・ワーク・バランスと言ってみたりしていますけども、住む部分と、それから働く部分というのは、よりバランスが変わってくるんだろうという前提だというように思うんです。そうすると、ここの住む部分、暮らす部分の場所で、一般の仕事をしている人が当たり前でそこで役割を果たす、それから、そこにある企業も当然役割を果たす、そういった社会になることを前提にしていくような、突っ込んだ話にしていくべきなんじゃないかなというふうに思っています。

現に、そういうことをおっしゃっている方もたくさんいらっしゃるし、地域の中でもです。若い方でも、このバブル崩壊までは、それがどんどん離れていて、働く場と暮らす場が分かれたし、それから、その後もその流れがそのまま来ちゃっているんですけど。ただ、これからは、そこが変わってくると、つまり地域の中で暮らしていきながら、住んでいきながら、みんなで助け合える社会を創る、そういった状況になっていく、それが 2040 年代だろうという方向で進めていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っています。

みんなそう思っている、当たり前のことだと言われればそのとおりなんですけども、でもそれに向けた何か仕掛けをしていかなきゃいけない。放っておくと、なかなかそうではあっても、それぞれ家庭に戻っても、そのままってなっちゃうので、何とかそこに向けて、ことを考えなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

○山田分科会長　青木委員、ありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。横山委員、お願いいたします。

○横山委員 この地域福祉と地域コミュニティの記述の中で、それは担い手不足のところ
で、ボランティア人口は減少傾向、NPO 法人の増加も頭打ちの状況ありという書き方をし
ているんです。しかし、私どものボランティアセンターの運営委員会、その他関係者から
いろいろお話を聞いてみても、ボランティア人口をどういうふうに見るのかというのはち
よっと問題なんですけど、必ずしもそんなふうな感じは持っていません。

あと、それから、NPO 法人も、設置に関する相談は結構あるんだそうです。ただ、問題
になるのは、コロナの下で、要するに活動がかなり制約される結果として、休眠法人が増
えているという感じを持っています。これは全部調べたわけじゃありませんけど、関係者
の話から、そういうふう聞いています。だからこれだけちょっと違うのかなという感じ
があったものですから。

あと、非常にボランティアだけについて限定して言うと、コロナについて言えば、やっ
ぱりノウハウが承継できないような状況が続いていて、やっぱり今後、衰退していく可能
性はあるかなと、そう思います。

○山田分科会長 ありがとうございます。多分、意欲と実際の行動は違うかと思えますか
ら、意欲は高まっているんだと思いますけど、その意欲を生かすような試みも必要かなと
は思っておりますし。やはり今の時代、物価も高くなっているし、ボランティアをするん
だったら、アルバイト、パートをしたほうが良いという人も増えてきているのかなとい
うふうに思っておりますので、そういうことをどうすくい上げるかみたいなことが必要かな
とは、私は感じております。

森川委員、お願いします。

○森川臨時委員 はい、ありがとうございます。私が多分どこかで発言したのを掲載して
くださっているのがあったんですけど。担い手不足のところの2ポツ目で、家族構成の変
化などにより、これまでの核家族の定住者をベースとした企業人と専業主婦という形を前
提にすることが難しくなっているところの記載なんですけど、これはこれで当然そう
かなというふうに思うんですが、先ほど今までの議論を聞いていた中でも、やっぱりこれ
までの地域福祉の重要な担い手だった自営業だとか、商店街とか、そういうところの役割
もあったと思います。ですので、そういうところでの支えも難しくなっているというこ
も併せて記載しておくほうが良いのかなと思いました。地域福祉は別に主婦と退職者だけ
で支えられてきたわけではないので、現状の記載ではちょっと語弊があるかなと思います。

あと、今後を見据えたというところでは、あと企業の在り方というので、一方で準市場の問題のように、利益中心主義の活動もある一方で、経団連のアンケート結果なんかも見えていたんですけども、社会貢献活動に対して企業が比較的前向きな情勢もうかがえます。企業の社会課題への解決に対する意欲だったり、実際にそうした活動に取り組む企業も増えています。企業セクターが新しく課題解決にコミットするような可能性というか、そういったものも見えるというようなことも少し書き込んでおいてもいいのかなというふうに思いました。

経団連の調査というのは、経団連の社会貢献活動に関するアンケート調査というのが2020年に出ておりまして、経年的に調査していますけども、企業のほうでCSR活動だけでなく、戦略的にビジョンに位置づけながら社会課題解決にコミットしていくことが増えてきているというようなこともデータとしては出ています。企業の集積する東京都の今後という点では、少し参考になるのかなというふうに思いました。

以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。確かに、この担い手不足の2番目のところは、いわゆる東京のベッドタウン、郊外を典型としたところかなというふうに思っております。確かに自営業の方が多いところもある地域も、それだけ多分東京は多様な地域で構成されているということだと思うので、そこら辺の書き込みもしていったほうがいいと思います。

でも、逆にタワーマンションに住んでいる人は、自営業はいないけど、フリーランスでずっとそこに定住していらっしゃる方も多分いらっしゃると思いますので、そういう人たちをどう参加していただけるのかなというのも一つの課題かな。伝統的自営業の代わりに、新しいフリーランスが地域を創るというのも、一つあるのかなとは思っております。ありがとうございます。

オンライン、駒村先生よろしくお願ひします。

○駒村副分科会長 ありがとうございます。今、コミュニティの話が出ていますので。ちょっと先日、内閣府のほうの孤独・孤立の委員会のときに、私が東京都の話を交えてお話ししたことを、少しご紹介したいと思います。

先日、5月でしょうか、初めて孤独・孤立の実態調査が発表されて、これだけ2万人の規模で科学的に確認されたというのは初めてのことということになります。そもそも孤独・孤立の状況というのは、日本は世界的にもトップのほうにいます。今までの常識は、高齢者のほうは孤独・孤立なんだろうと思われたんですけど、分かったことは、低所得、

非正規、派遣、30～50 歳、未婚、離婚、離別、こういったところは極めて孤独度が高いということが確認されました。

そして、孤独・孤立になっている方は、相談する人も、助けを求める人もいないし、助けを求めることもないと、こういう状態になっているということも確認されました。

それから、孤独・孤立の方とそうじゃない方、強い方とそうじゃない方は、相談をして答えを求めるかどうかと、ソリューションを求めるかどうかという点で大きな差の違いがあります。孤独・孤立度が高い方は答えを求める、ソリューションを求めるという傾向があつて、ソリューションがなければ相談もしないという傾向があるんですけども、孤独・孤立度が低い人は、答えを求めなくても、なくても相談をしたいと、できる相手がいるというふうに答えています。

我々も専門家なので、何か相談をされたら答えを出さなきゃいけないんだろうと思うわけですけども、実は答えがない相談というのは、はっきり言えば愚痴、愚痴を言い合う関係がちゃんと残っているか、そういう方があるのかどうなのかということだと思ふんです。愚痴というと、我々、専門家だと、すごく意味がないようにも思われがちなんですけども、これは心理学の中では、愚痴が言えるかどうかというのは、物すごく実は心身的にも大事であると、孤独・孤立を放置しておく、心身面でも非常に悪化しますし、社会にも極めて悪い影響を与えると。

それから、これもいろいろな研究で明らかになっていますけれども、孤独・孤立を放っておくと、経済的な損失、詐欺とか消費者被害に遭いやすくなる確率も急激に上がるということが分かってきていますので、ふだんから自由にいろんな方と愚痴をこぼせる関係と。

歴史上一番愚痴をこぼした人間で有名な人はリンカーン大統領ですけども、リンカーン大統領は南北戦争の真っ最中、人前では言わなかったけれども、友人に答えもないような愚痴を言いまくっていたと。そして、心が救われたという話が残っていますけれども、愚痴というのはかなり価値があることだと思います。

そういう場が、わざわざ実はずくなくても、自然発生的にある場もあるんです。これは先日、コロナ以前の東京都のある自治体で起きた出来事ですが、その自治体は、わざわざ高齢者が集まる温浴施設を、無料で開放していたんですけども、古くなったということ、そして財政的な理由もあつて、それを潰すという決断をしたそうです。その中では、囲碁のクラブや将棋のクラブとかが自然発生的に存在していたんですけども、わざわざそれを潰して、財政的な事情があつたのかもしれませんが、スポーツ施設のほうに、そ

の皆さんを誘導するとしている。スポーツをやれば、いかにも予防をしているかのように見えて、いいようにも見えますけれども、孤独・孤立を防ぐためには、この今ある自然発生的な場をつくっていくことが、残していくことが重要なんじゃないか。あるいは、まちのデザインです。商店街の中にベンチ、あるいは空き店舗を使っておしゃべりできるようなものを増やしていくことによって、愚痴やちょっとした相談、人間が相互につながるような場がつかれるんじゃないのかなと思っています。

以上です。

○山田分科会長 貴重な提案、ありがとうございます。私もよく大学の学生に愚痴をこぼすんで、また先生が始まったかとかいう話をされることもあるんですけども。そういう職場でそういう場がある人もいれば、全くない人もいるということですから、そういう場を地域でつくるべきだというのは、本当にご提案として本当に貴重だと思っています。

ただ、どうでしょう、駒村先生、地域がいいんでしょうか、例えば今もオンラインなので、そういう地域を超えたネットワークのつながりも視野には入っているんでしょうか。

○駒村副分科会長 これはデジタルツールでやるという手も、私の大学のボランティアサークルの会長なのですが、コロナの下で子供の学習支援をオンラインでやっているという状況ですけども。やっぱりオンラインと直接会うと、情報量、あるいは人間同士の関係づくりがかなり差があると思いますので、やっぱりデジタルだけに頼るのではなくて、やっぱり手の届く、相手の表情がよく分かるような空間での付き合いというのを大事にすべきじゃないのかなと思います。

○山田分科会長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、3節、一応3節では、現制度では対応が難しい様々な課題、ここでは高齢者とか障害者、子供、生活困窮者、オンラインでのつながり、分野横断、さらに和気委員がおっしゃったように、女性といったような複合している問題があるのではないかと思います。高齢で障害とか、虐待で貧困とか、健康や、住宅であれば住宅困窮で高齢とかあると思いますので、そういう課題について、例えば分野横断的な支援というのは可能かといったような課題があると思いますが、何か皆様、ご意見ありますでしょうか。

山本委員、すみません、先に。

○山本臨時委員 9ページのところの子供と書いてあるところの二つ、この辺り、多分私の発言のまとめかなと思うので、これに関連して幾つかお話をしたいと思います。

現在の保育、幼児教育、乳幼児期の子供への対応は、子ども・子育て支援制度に基づいて行われているわけなんですけれども、これは先ほど高橋先生がおっしゃっていた、準市場での福祉サービスの提供のまさにやっている部分であるというところでやはり大きな問題が今出てきています。待機児童がなくなってきているというところでは、ニーズを満たしているという意味では成功、成功というか進んで対応はできているということにはなるかと思います。結局これまで、子ども・子育て支援法の枠組みの中で認可保育所の審査などは東京都がずっとやってきたことにより、一定の質のチェックはできていたわけですが、今後は、東京の場合は、児童相談所の設置する特別区にそういった権限が委譲されていくということになりますので、いわゆる広い範囲で質を担保するという仕組みが自動的になくなっていくと思います。

そして、どんどん個別化していくとか、小さくなっていく中での質をそれぞれが保つという、地域の住民だけを見た状態でやっていくということになっていくことになると、もちろんニーズとか要望を受け取りやすいというメリットはありますし、網の目が細くなるというふうに言えば、細くなるんだと思うんですけども、やはり子供の権利とか、実際の質の確保の点から言うと、いろんな自治体でそういった乳幼児の保育教育の質が差があるということになり、そういう状態は、基本的には望ましくないわけです。そうすると、準市場で提供し続けていくものが、実際、この子ども・子育て支援制度で安かろう悪かろうにならないようにといろいろな仕組みをつくってきたものが、結局、今年、6年たって、ニーズ、これが満たされることによって、もうある意味、野放し的にどんどん段階が緩和されていっているという状況が実際に起こっています。

ご存じの方もいらっしゃると思うんですけども、新聞にもなりました、大手の保育の株式会社の、ここはお名前は言いませんけれども、もうたくさん認可を出している、都内でもどこでも出している大きな、もう本当に1位か2位かぐらいな大手のところも、結局、雇用の保育士の数を水増しして不正請求をしていたということも出てきていて。

結局そういう状態を親たちは知らずに預けている。何がいけないのかというと、結局そこで提供される保育の中身が、実際は不足しているということになるわけですから、やはりそういった状態がもう起こってしまっていて、この準市場の問題というのは、私も高橋先生がおっしゃっているのと同様にとても大きな問題だと思います。福祉のサービスをどういうふうにしていくのかということで。

やはり、あと子供の問題は、親ガチャの、ここにもありますけれども、やっぱり公平性

とか、機会の均等とか、将来に対する保証とか、そういうのが大きな差がやはりあってはならないものなので、そののところをどういうふうにしていくのかというのは、すごく今後の課題だと思います。ただ、東京都だけでもできないし、同じ一つの領域でも何もできないので、そのところはちょっと課題としては認識しておいたほうがいいのかなど。40年ですから、今後もう子ども・子育て支援制度でやるかどうか分からない中で、方向性として、やっぱりそこを大事にしておかなきゃいけないところはここだということころは、押さえておくのがいいのかなと思いました。

それから、ちょっと1節のところで言おうかどうかと迷っていたんですけど、福祉制度の、さっき小林先生がおっしゃっていた揺らぎの部分の考え方で。確かに、多分私の読み取りがちょっとおかしかったらあれなんですけど、小林先生がおっしゃりたかったのは、きっと今までの福祉制度が揺らぐということは、それが良くない、揺らぐから、足りないから戻すということじゃなくて、もっと違う新しい枠組みみたいなのを提案するようなどころまで考えていくんですかということをお聞きになったのかなと思ったんです。

それに関連すると、私は、ここの9ページのところの書いてあるところでも、いつでもやっぱり親権の問題とか、子供のことを話すと、必ず親が当然出てきて、家族でということになるということころも、何か福祉のサービスの前提になっているので、そこももう変えていくことも一つありなんじゃないかと。いわゆる、もうそれは子供だけじゃなくて、老人とか障害者も全部そうだと思うんですけど、個人の人権というか、個人に対してです。今のサービスは、全部ある意味、家族とか、世帯とか、そういうフィルタを通して提供するという形になっている部分が多いので、そこを何か私は、山田先生が座長になっているということは、そういうことを飛び越えるということを使うのかなとちょっと思ったりもしていたんですけど。すみません、ちょっと感想も含めて、失礼しました。

○山田分科会長 いえ、私の側も山本委員や小林委員の考え方と同じで、いわゆる今までの制度が間違っているから崩れたということもないし、それを壊すということでもなく、いわゆるカバーできないような事態が起きてしまったから、新しい形で前進させようというのが意図だと思いますので。ぜひ、そういう方向で皆様でつくり上げていけたらと思っています。

あと、一つ、子供に関して質問なんですけども、例えば保育の質といった場合に、一番簡単に思い浮かぶのは、保育士1人当たりの子供数で普通はかられてしまうんですけども、多分それだけではないと思うんですが、何かそういう、いい質とかいう指標みたいなもの

はあるのでしょうか。

○山本臨時委員 国のほうでも、保育の質を検討すると今やっていますので、そこでもあるんですが。基本的に一番分かりやすいのは、やっぱり配置基準なんです。それだけじゃないのは、もちろんそうなんです、日本はやっぱり諸外国に比べて圧倒的に配置基準が悪いというか、ニーズが足りないということは、もう事実なんです。せめてそこぐらいでも満たしておけないのかというレベルも一つあります。もちろん、例えば言葉がけの回数だったり、環境だったり、理解だったりという幾つかの指標はもう出ていますので、あるんですけども。やっぱり配置基準って最低限の、あと面積とかです、いろんなところも含めてあると思うので、そこはもう日本は本当に、もう特に3歳、4歳児の幼児に対する配置基準が最悪です、そういうところはあるかと思います。

○山田分科会長 ほかにありませんでしょうか。

すみません、小林委員。

○小林臨時委員 2節と3節の関係ですが、3節はいわゆる対象者別に、高齢、障害、子供、それから生活困窮というかたちになっていて、これについては、いろいろな施策が展開されてきたと思います。この中で一番進んでいるのは高齢福祉・介護の領域で、次は障害かなと思いますが、子ども・若者の領域ではまだ福祉の資源が十分ではないという議論があります。子供の話が出ましたので、最近少し話を聞いたことですが、例えば子供といってもいろいろあって、いわゆる要保護対象児童みたいな子供と、それから、家族が見てくれない、地域でふらふらしているような、少し家族から見放されているような子供、それから、どっちかという親に進学のためのいろいろなプログラムを組まれていて、自由を失っているような子供など、いろいろな子供がいる。この場合、ある意味で、解決するという意味ではなくて、福祉の制度が関わると、ある部分に対応ができるようになるのだけれども、問題はその地域で関われ切れないところがあるということが言われています。それが多分コロナでより大きな問題になってきているのではないかと思います。

そうしますと、2章節のところは、地域全体に横串で考えている。つまり制度に入る前のところの地域の役割というのでしょうか、それをどうするかという話ですが、3節はどちらかという、対象者別になっているようなので、その辺の整理をする必要があるのではないかと考えたのが第1点です。

これに関して、重層的支援体制と言われているのは、いろいろな制度があってもうまく対応できていないということがあり、今駒村委員も言っておられましたが、孤立、孤独

というような。ある意味で社会全体に通底するよう問題があり、福祉制度の根源に関わるような課題になっているのではないかと思います。

したがって、対象者別に対応できるのであれば、それを通してほかの制度につなぐという機関間連携という話になりますが、そういう仕組みとともに、家族や地域と制度との間がかなり空いてしまっている。そういう問題状況は、これからもっと大きくなるのではないかと。

例えば、最近聞いた話ですが、親が病気になって子供が困ってしまうことになった場合、すぐ親族が来てくれないというような場合、例えばママ友がいれば当座は助けてくれるかもしれない。それもうまくいかない場合には、例えばですが、住民参加型のサービスやファミサポなどの住民の相互扶助の仕組みもあるわけですが、そういうのをもう一度洗い直して、地域ではどのくらいまで対応できるかということを検討する必要があるのではないかと。

最後にもう1点、住民活動というのは、先ほど青木区長も言っておられましたが、行政が放っておいたってやはりうまくいかないのではないかと。住民福祉活動をやりたいという人はいるけれども、それを仕組みにするには、立ち上げたり運営を支援することが必要になる。そのような仕組みをつくっていく必要があり、住民の自発的な活動に期待することではうまくいかないのではないかと。環境整備も含めた活動支援の仕組みを地域でつくっていく必要があるのではないかと思います。その辺の整理を2節と3節のところでしたくお願いではないかと思います。

○山田分科会長 ありがとうございます。本当に貴重な意見だと思います。

もちろん、多分2節と3節をどうやって結合したものが作れるかというようなものが、多分大きな課題になっているのかなという気がいたしました。それは1節で、いわゆるこういうのが漏れているというのが全部出てきた後で、では地域はどうなっている、そしてでは対象別にやるとどうなっている、でも問題は複合しているから、それをまた全部つなげる視点というのは、必要だと思っているのですが、ではどこからどう攻めていったらいいのかというのが、私もなかなか思いつかないところでございますので、ぜひ皆様アイデア等を教えていただければありがたいと思います。

では、筒井先生、駒村先生の順でお願いいたします。

○筒井委員 3点ほど、追記のお願いをさせていただきます。

まず、第1の点ですが、8ページの『地域包括ケアシステムの中で、「住み慣れた地域

で」と言われてきたが、1か所に長く定住しないライフスタイル（二拠点生活）が出てきている。「住み慣れた地域で」という視点だけではなく、「住み慣れたやり方で最期まで暮らしていく」という視点も必要』という記述は重要と考えます。

ただ、「住み慣れたやり方」という表現ですが、ここは、新たな生活スタイルとして、感染症によるパンデミックを契機として、二拠点、あるいは多拠点の生活スタイルが一般化してきたという、新たな動向を示している箇所です。このような説明を少し、加えて、「住み慣れたやり方」という表現では伝わりにくいところを、工夫していただきたいと思っています。

2番目は、同じく8ページ「障害者」の項ですが、『障害者自身の高齢化を前提としていない制度設計』という記述についてです。ここは、やはり、障害者自身の高齢化だけでなく、その障害者の親の高齢化という大きな二つの課題がすでに顕在化しつつあるので、障害者の親御さんの高齢化についても追記していただきたいです。

3番目は、障害者の二つ目のパラグラフのところですが、ここに（指定手続の特例として設定された）共生型サービスについても追加して書いていただきたい。

この共生型サービスについては、小澤先生のご発表でも示されておりましたが、残念ながら、非常に低調です。この原因の一つに共生型サービスの研修等がうまくいっていないということあるようです。ここにも書かれてはいるのですが、ノウハウということには、相談だけでなく、技術体系の確立とその習得のための研修体系の必要性についても書いていただきたい。

それは、共生型サービスの提供者は、いわゆる高齢期に障害を負って、高齢障害者になられた方々と、障害者の方で高齢化した方々という、サービスを受けるに至る過程がかなり異なる方々へのサービス提供という、いわば新たなサービス提供システムを構築しなければならないからです。

この二つのプロセスをもった高齢者の方々に対して、東京都が適切に支援できる技術体系を構築し、これを研修していく体制ができないかということをごひ、書き込んでいただきたいとお願いいたします。

以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。そうですね、親の高齢化、多分 8050 問題、その次の 50 問題に含まれるかなと思うんですけども、はっきり書いておく必要はあるなと思いました。ありがとうございます。

では駒村副分科会長、お願いいたします。

○駒村副分科会長 子供のところについてと、あと 10 ページの企業に関わるところについて一言ずつあります。

まず子供の問題ですけれども、私、経済学が専門ですので、ここ 25 年ぐらいの日本の経済の動向は、これは皆さん報道がはっきり出て、私どもずっと研究していたテーマなんですけれども、70 万円から 100 万円の、年齢によって違いますけれども、高齢者は別として中位所得が落ちているということ、全体的に貧しくなっているけれども、相対貧困率は上がっている。全体が貧しくなっていると実は、相対貧困率は上昇しないはずですが、全体が貧しくなり、さらにとっても貧困な人が増えるとそうなる。

それで、これ NHK と労働研究研修機構が行った調査を見ると、自分が暮らし、中流なのかという意識に関しては、日本は中流伝説というのがあったわけですがけれども、ここで言う中流というのは子供を自力で学校に出してあげられるか、小さいなりにもマイホームを建てているかという意味だと思いますけれども、自分が中流だと思っている方は減ってきていて、中流より下だと思っている方が 56%になってきているということ。

それから親ガチャに関係しますと、よい人生を送るために必要なものは何ですかと聞かれて、20 代の回答で、自分の努力であるといった方は 39%にとどまります。あと、ちょっと時代の影響があるではないかというのはどの世代でも同じなんですけれども、残りの約五十数パーセントは、親の収入、学歴が高いこと、それからよい教育が得られること、人脈がかなり恵まれることが、この 20 代から 30 代は、ほかの世代に比べて、40 歳ぐらいまでですけれども、桁違いに高くなってきているということでもあります。

だから、もう若い世代、特にこの二十何年間、子供時代を過ごした世代にとってみると、もう親ガチャなんていうのは当たり前になってきているのではないのかなと。さらに東京だけ見ると、乳児のうちにゼロ歳から 1 歳までの間に亡くなるのは、親の職業別に見ると、常用雇用の方に比べて親が無職の家に生まれた子供の死亡率は、7 倍から 8 倍高いという研究も出てきていて、どこに生まれるかによって人生決まってしまうというのが、本当にかなり深刻な状態になっている。

こういうものを防ぐためには、今日お話があったような要保護の子供たちの充実や家族の状況が、将来の可能性を左右しないように、質の高い保育水準を、高い保育を保証することがとても重要ではないかなと思います。そのところは強く書いてもらいたいなと思う。

それから、次の企業との関係のところですけども、この会が始まるつい 40 分か1時間ぐらい前まで、ある某区の福祉部長さんと議論をしていたんですけども、企業側が、銀行含めて企業側が持っている地域の課題というのは、かなりの量が実はあると。それは企業だけで解決できない。行政と連携したいが、例えば個人情報の問題などもあります。

こういったものを解決するために、実は重層的支援や消費者安全法、見守りの仕組みが使える場合も大いにあるということです。

あるいは最近、この二つの法令については、厚労省が連携意識、指示が出ています、連携通知が出ていますけれども、どう使うかというのはいろいろです。地域共生社会をつくるために、本来ですと見守りのシステムをつくるのはいろいろな使い方があって、これは企業と情報共有して、今まで気がつかないような使い方がある。

例えると、メーカーがこのインスタントラーメンで、こういうふうに3分間温めて食べましようだけじゃなくて、オリジナルな工夫、例えば鍋に入れて煮ちやう食べ方もあるのと同じで、いろいろな制度の使い方がある。それを行政の人がちゃんと見抜いていかないといけないわけです。そういう意味でも企業との連携の可能性は大いにあるので、これ今までまだ十分進んでいなかった部分だと思います。企業側から見て、福祉や行政とどう付き合っているか分からないです。行政のほうから企業とどう付き合っているか分からない。もちろん、行政が企業のマーケティングに使われるわけではないわけで、そういう志のある企業は、社会インフラをつくりたいと言っているわけですので、こういうことも研究されて言及する必要があるのではないかなと思います。

やや抽象的でしたけれども、もし具体的な話があればまた補います。ありがとうございます。

○山田分科会長 駒村先生、ありがとうございます。

ちょっと質問ですけども、駒村先生の想定している企業というのは、ある程度規模の大きい企業というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○駒村副分科会長 両方あります。

地元の経済と本当運命を共同している企業もあれば、国レベルで課題を抱えて、これは自分たちだけでは解決できないけれども、放置しておくといらいことになるだろうなということが分かっているような企業もある。

これは例えば、認知機能が低下した高齢者を見つけたとしても、優良企業はそういう認知機能につけ込んだビジネスモデルはやりません。やったら、今の時代にそんなことやっ

たら、もうマーケットから駆逐されます。一定以上の規模の企業であり、評判を大事にする企業はそういうことはしないことになってきている。つまり、一部の従業員に不心得者がいて何か起きることもありますけれども、基本的にはそのソリューションを探しているということです。そういう大きな企業といったものもそういう問題意識を持っていますし、地場の企業ももちろん地域社会と運命共同体ですから、問題意識を持っているということでございます。

以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。

ほかにどなたか。はい、では、和気委員をお願いします。

○和気委員 いろいろ触れられていないところばかり指摘して、大変恐縮ですが、コロナ禍で在留外国人の問題も改めて顕在化したのではないかと思います。特に生活困窮者自立支援法の特例により、社協の方もいらしていますけれども、国籍条項のないところで様々な支援が提供されて、初めて外国籍の方々がいろいろな支援を利用せざるを得なくなってという状況が生まれました。

コロナ禍で海外との交流が途絶えていましたので、そういう点であまり機能されなかった面もありますけれども、住んでいた方が帰れなくなって、生命の危機を迎えたということもありましたし、特に技能実習生については、国際的なヒューマン Trafficking という非難もあり、何か制度を抜本的に見直すということになっているようですけれども、初回、福祉の領域でも、多様な外国人が支援を提供される事態となりました。

これもほかの局が担当しているのかもしれないので、全面的には扱えないのかもしれませんが、分野横断と申しますか、生活困窮者という広いくくりの中に入るのかもしれませんが、多文化共生的の取組も、特に東京においては必要になるのではないかと思います。

以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。多分、外国人関係の問題はすごく多様化していて、家族社会学で外国人といえば、外国人花嫁の適応とか、DVの問題になりますし、労働研究においては技能実習生の問題にもなりますし、多分その複合性をどういうふうにすくい取っていくかというのは、多分この分野横断的な問題かなとも思っております。どうもありがとうございます。

○山田分科会長 すみません、では田中委員、横山委員で。

○田中臨時委員 田中です。

今のお話との関連で、本当にどうこれから対応していくかということのほうが課題だと思うんですけども、その前の3ページ、上から三つ目、今も出た住居確保給付金や生活福祉資金の緊急小口と総合支援資金の特例貸付けのことが出ていますが、ここで露呈したことということの一つに、外国人の問題が非常に大きくありますので、ここにぜひ書き入れていただきたいというふうに考えておりました。

実際、ある時期までの特例貸付の統計ですが、貸付けの世帯のうちの約2割が外国人でした。もちろん技能実習の方々もいるんですが、留学生の方々も、28日間しかアルバイトができない中で仕事ができず困窮されていました。

従前、貸付けというのは、返済する見込みがある、外国人でも返済期間は日本にいる方々に貸してきたわけですけども、特例貸付においては、帰られてしまった方もいらっしやいますし、債権としては行方不明になっているものもあります。

また、話が広がってしまいますけれども、ミャンマーの内戦で帰れないという方もいらっしやいました。結局、施策がないため、この一時的な貸付しか対応するものがなかった、というようなこともございました。まさに様々、分野を横断する課題があるところで

以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。

では横山委員、お願いします。

○横山委員 今に加えますけれども、おっしゃるとおり、いわゆる従来の生活資金の貸付けの中で、これまではあまり外国人は問題にはならなかったんですね。今回特例貸付けで、給付の要件におけるハードルが大幅に下がったら、結果として地域の中から物すごい数の外国人の申請が出てきたんですよ。

これ、ある区からの申請は、月によって4割を超える数が、外国人で占められています。地域の中に困窮レベルの外国人が相当数いらっしやると思われます。外国人が地域の中に入り込んで外から容易に見えない状況にあるんですけど、ここら辺を無視すると、やっぱり日本人も含めた地域の福祉が分からなくなるのかなという気がします。

それに加えて10ページに福祉人材とあるものですから、一言だけちょっとお話しさせていただきます。

ここに書いてあるとおりになんですけど、確かに人口減少を前提にすれば、様々な分野で

ますます担い手の取り合いとなります。これは前にもどこかで聞いたのですが、一応福祉医療系は、労働人口が既に100万人を超えているそうです。少子化で働き手が減っていく中、はっきり言って頑張っても、直ちに大幅に増やすのは難しいと思っています。

以上です。

○山田分科会長 ありがとうございます。

もう節に関わりなく、どなたでも。今までの意見の追加でも感想でも。

青木委員、お願いします。

○青木委員 二つ。一つは、先ほど保育の話が出ましたけれども、保育も含めて子育てにやっぱりしっかり力を入れることが、未来の日本の福祉を向上させる基本だというふうに私は思っています。

それで、葛飾区では、子育てをメインのテーマにしているいろいろ取り組んでいますけれども、現実に保育の人的配置なんかも全然足りない状況なので、区でどんどん上乘せしちゃっていますけれどもね、それはそれとして、やっぱりそこに力を入れることが必要だろうと思います。

こども家庭庁ができて、こども家庭庁の説明を聞きますと、かなりバラ色の話が山ほど出ています。だけどそのとおりに、実際に議論しているうちに、順次事業も進められてくるんでしょうけども、ぜひそれはやっていくことが、福祉の面でも向上することにつながると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

そしてもう一つだけ、この今回の今の3節のところに、8050とかヤングケアラーとか、高齢者、障害者、いろんなのが出ているんですけども、こういった問題というのが一緒になっているケースがすごく多いんですよ。混在しているケース、その家庭の中で一緒になっている。そのために、実は今日もここに来る前に、福祉の部門、教育の部門、子育ての部門、皆集まって、もうこれは1年ほどやっているんですけども、そういうものを専門に扱う場を作ろうとしています。役所というのはどうしても縦割りだ、縦割りだと言われますけども、効率的にやるためには縦割りにして責任を明確にする点では、必要なことなんですけども、やっぱり今の現状の中では、こういった幾つかの子供の課題を解決する。それから生活困窮も同じです。こういったことを一緒に受け止めて、そこでまとめてきちんと処理をするという組織を、新しくつくろうということで、今進めていまして、ぜひそういうことをやっていけるような状況、これは葛飾はやろうとしていますけども、都庁でも、福祉保健局だけじゃなくて、教育委員会もあるし、ヤングケアラーなんてそれこそ発

見されるのは皆教育委員会ですからね、そういうのも一緒にやれるような取組を、ぜひ地域のコミュニティだけじゃなくてね、行政のほうでもやってもらいたいなと思っています。

まあ、自分のことを言っているようで申し訳ないですけど。

○山田分科会長 ありがとうございます。本当、そういう……、そうですね。何か結局複合的に存在しているいろんなのを個別に何か対応していくんでは、多分後手後手に回るし、穴ができる。ではどうするのか、そういうときに、いや、社会福祉協議会の相談窓口で全部一本でやるというようなことをするのかどうか、それとも何か連携をうまくやるのかどうか、そういううまく仕組みが何かつくればいいのかなどは思っております。

○青木委員 それはね、社協も区にもありますけども、すみません。

○山田分科会長 ぜひぜひ、お願いします。

○青木委員 社協なんかに任せがちです。はっきり言うと、そういうのが出てくると、じゃあ社協にお願いしておこうみたいな話になっちゃうんですよ。だけどこれは、区の最重要課題だと思って、責任を持ってやるぐらいのつもりじゃないと、うまくいかないと思いますよ。区でやるべきだと思って、今、区の中で盛んに議論しているんですけども、ぜひ相談だけではなくて、実行するところまでやっていこうということをやるべきではないかなというふうに思っています。

○山田分科会長 ワンストップみたいな感じでしょうかね。

○青木委員 結果としてはですね。

○山田分科会長 ありがとうございます。ほかにありませんか。

○吉野委員 すみません、都民委員の吉野と申します。

私のほうは、この 10 ページの辺りのところで、福祉人材についてというようなところで書いていただいているところ、先ほど横山委員からもお話があったんですけど、私自身は都民でありつつ、都内の医療法人で実際に人材の採用活動ですとか、そういったところもするような役割を担っておりまして、今後ますます担い手の取り合いですよというようなところを書いていただいているのですが、今現状、既になりに厳しい状況が続いております、募集をかけてもなかなかほとんど有効な応募はなくて、もう来ていただいたら即採用していくというようなほとんど流れになっていて、結局採用ができなければ給与相場を上げていくみたいなのところですかというところで、差別化するみたいなのところは多分他事業所もそのような流れで、また福祉の事業所というのは比較的小規模なところも多いのかなというところがあって、体力的な部分でどこまで持続していくのかということも、

ちょっと問題点なのかなと。

3 段目辺りに、人件費単独での補助も検討する必要があるんじゃないかというところは、結構ここは非常に重要なポイントかなと思っていて、当然福祉の事業については、介護報酬とか診療報酬とかそういったものによって、私たちの人件費も当然捻出されるわけで、そういったもののプラス改定が今後そんなに大きく望めない中では、行政やそういったところの上乗せとかいうところで補助をしてもらって、人材の確保につなげるというところ。あとは、都心、特に在宅系のサービスだと、サービス利用者の方よりも、サービスの担い手の方のほうが年齢が高かったりとかというような状況もかなり見られていて、そういった方にも活躍してもらわなければならないというのが現場の実感というところは、非常に強いかなと。

あとは、デジタル機器の活用についてというところも当然必要なんですけど、ここも多分小規模な事業者が多いというところもあって、なかなか導入が進んでいないというのが現実なのかなというところをちょっと考えています。

以上です。ありがとうございます。

○山田分科会長 情報提供をありがとうございます。

ほかにありませんでしょうか。節にとらわれず、どの分野でも結構です杉山委員、よろしくをお願いします。

○杉山委員 複合的に対応できるというところで、比較的若い方だと、逆にデジタル機器でそういう相談を寄せたというケースを私は知っています。ご本人、たまたま若い女性だったのですけれども、手元にもう 10 円ぐらいしかないということで、ある区の社協のほうのメールで連絡を取ってきた方がいらっしゃったケースを聞いたことがあります。高齢者では確かにデジタル機器難しいケースもありますが、若い方だと、逆にそういうものを使うことによって、相談のハードルを下げられると思うので、そういった形で積極的に相談なり、例えばさっきおっしゃっていたような愚痴を聞いてくれるようなところがあるといいのかなと思います。

あともう 1 点、すみません。あと、私自身が NPO 法人で働いている、働いているというか有償ボランティアです。そこができて来年で 15 年ぐらい経ち、私は初めからではないんですけども、やはりメインでやっている方が、年金受給者で、比較的余裕を持って暮らしている方がメインとなるので、今後という意味では人材的に厳しくなるという部分があるので、何らかの方策があればありがたいです。あとやはり最初に NPO 法人をつくった

方というのは、やっぱり熱い志でやっていらっしゃるのですが、その後次の2世代、3世代ぐらいになると、なかなかそれが分かりづらく、ですからそれに新しい活力を注ぐという意味で、例えば専門性のある方を何かしらの助言をいただけるようにするとか、考えていただくと、またどんどんNPO法人も活気が戻るのではないかと思います。

○山田分科会長 ありがとうございます。杉山委員、ありがとうございました。

ほかに。高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 後で事務局できちんと精査してほしいんですが、文章が分からないのが相当あるんです。

例えば一例を挙げますと、例えば9ページの子供の親の立場に立つと、常に何かあったときに話を聞いてくれる伴走型の支援体制という文章が判りにくいです。

それからその下、二つ目に、家族、地域、職域から排除、周辺化されて社会的孤立や制度のはざま、経済的な困窮ってこれも、ちょっと文意がはっきりしないように思います。

それから、共同住宅の意味もわかりません。ってこれ何ですか。普通は、マンションの場合は集合住宅と言いますね。共同というのはシェアハウスとか、そういうことを言ったり、いろんな使われ方がありますので、使い方に注意してください。

それから先ほどデジタルデバインド。デジタルデバインド、これもインターネット環境でもよいネットワークを持つ人を持たない人、これがデジタルデバインドなんですよ。要するにデジタル技術にアクセスできる人とできない人という使われ方から始まっているわけで。

それから、先ほどの杉山委員がおっしゃったように、今包括支援をやっている人の自立のためには、まず携帯を持たせるということですよ。就労支援をするためには、携帯でいろんな情報を得なきゃいけない。そうすると、それはどこからお金が出てくるんだという話と、そこら辺の問題が実は非常に深刻だということを含めて指摘しておきます。

それからもう一つはフォーマルな組織、インフォーマルな組織って議論があるんだけど、これも例示をして議論をしていただかないと、インフォーマルな組織って何ですか。NPOはフォーマルですか、インフォーマルですか。NPOがやっている事業は、制度外の仕事をやっているときはインフォーマルで、制度に当てはまる仕事をやっているとき制度的なサービスを提供する組織という、インフォーマルな組織って何だかよく分からないんです。

それとかそういうことを含めて、それから意識調査に基づく「保育ニーズ」の把握とそれに基づく事業量という表現も適切かどうか検討してください。

○山田分科会長 ありがとうございます。これからまた起草委員会、何度かある中で、そ

こはきちんと練り直していきたいと思います。ありがとうございます、ご指摘。

○中村福祉政策推進担当課長 秋山委員からのチャットで記載されているものを読み上げさせていただきます。

がんに罹患した方が、仕事と両立をしながら働き続けられる環境整備が進められています。大企業だけではなく、中小企業も熟練したスキルを持つ人を人材確保していくために、様々な工夫を重ねる好事例も出てきました。疾病を抱えながら職を失うのではなく、支えられる社会風土ができてこない、2040年の人口構成は支えられないのではないかと思います。

○山田分科会長 秋山委員、よろしいでしょうか。

○秋山委員 あの、労働環境というか、人材確保のこともなんですけれども、労働環境の整備というか、そういうこともやっぱり必要ではないのかなと思って。病気を持ちながら仕事も続けられる環境整備というのも、ちょっと分野が違うかもしれませんが、どこかに入れ込むというか、そういうことも可能でしょうかという意味で書かせてもらいました。

○山田分科会長 ありがとうございます。もちろん書き込むことは可能だと思いますので、これから検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○中村福祉政策推進担当課長 栃本先生、チャットいただいた内容について、補足も含めてもし可能であればご説明いただくと助かります。

○栃本副委員長 私が書いたのは、先ほどNPOを最初創業して、それから継続するのは難しいというのがありますよね。それは昔からも言われてきたことです。これから2040年とかそういうのを考えたときに、非常に重要なのは、ご存じのように事業継承です。

銀行のいわゆる支店じゃなくて営業店で、重要な地域における仕事というのは、地方銀行なんか特にそうですけれど、大手銀行本店では病院の継承であるとか、病院の合併なども扱いますが、各営業店では地域の企業や事業所の事業継承です。銀行の営業店の重要な仕事というのは、地域の中小のお店とか工場や中小企業の事業継承のお手伝いをするのがとても重要になっている。これはそうですね。地域の持続可能性にとって非常に重要なんです。地銀とか信用組合、信用金庫など地域経済が持続していないと困る。

実はNPO、地域におけるNPOって、地域でいろんな取組があるんだけど、存続し続けるということはなかなか難しいです。だからそれをどうするかということを考えなければなりません。ただ、なかば強制的に行政がやるといってもNPOはミッションがあつての存在ですから難しい。したがって、別の形でこれからはNPOの事業継承の仕組みをつくったほう

がいいと思いました。これは今述べたように、銀行の営業店の重要な仕事ということで地域にある企業や中小の企業のオーナーや一族にとっても大切なことなわけです。

というので、非営利の領域でも同じような取組がこれから必要になるというのは確かだと思います。

一方、既存のものもあるんだけど、既存のものと別のものをつなげるという作業も非常に重要になりますよね。例えば農協であるとか、生活協同組合というものが既存のもので。住民や市民のとしての生協はいまや消費生活協同組合となっていて、そして組合が一つの事業体として従業員を抱えている。なるほど生産者と消費者を生協が繋いでいるということはあるでしょう。しかし、海外では労働生産協働組合というのも本来重要です。日本ではこれがほとんどない。労働を提供するほうのサービス提供組合に変えるとか、そういうような何か新しいものを触発されてつくるということは非常に重要なんです。なお、神奈川や横浜にあるワーコレとこれです。

本来、銀行の重要な役割というのは、融資だけを行うのではなく、融資にあたって審査もするわけですがいろいろな提案をするわけです。これが最も重要なわけです。興業銀行は典型です。昔からそうなんです。単に金貸し稼業じゃない。

だから、本当は社会福祉の助成とか補助金とかそういうのを、前もお話ししていますけれど、支援つきの補助とか、マネジメントの助言とか、いろんな相談に応じるとかね。資金調達や運用とか、これは銀行業務と同じなんですよ。そういうのが非常に重要になるってことをキャフの話としてしました。CAF ですね。これ、20 年以上前、私、イギリスに行って、調べて本部を訪問したんですけども、キャフは、補助金とか助成金というものを、出す人とそれを受け取るの間を取り持つ仕事なんだけど、単に取り持つだけじゃなくて、そこに銀行業務的なことが入る。だから、100 万円お金出しますよと言ったときに、じゃあどういふところに出すのですかといたら、こういった領域になると、それについては詳細なチャリティ団体のデータがあります。こういうところにお金を出してくれるんだったらじゃあそれをキャフが受け取って、それをまるきりすぐ、右から左にお金を移すかと思ったら、そういうことをしないんです。例えばの例でいえば、子供の、子ども食堂をやるとして、毎月、月々かかるのは食料とかそういうのですから、一挙に 100 万円なんかあげる必要ないんですよ。むしろ、カードとか、分かりやすく言えば、カード、小切手ですか、外国では。小切手みたいなのを発行して、総額は 100 万円で、最終的には 100 万円助成すると言っても、実際には最初のころは 98 万残ったり、90 万残っているの、それ

を運用するというのです。

それと、プロバイダーとコンシューマーという視点です。社会貢献市場のプロバイダーとコンシューマーをマッチングする作業。そのマッチングする作業でマーケットのボリュームというのは拡大させるということはできるわけですよ。そういうのも重要ですね。

だから、プロボノの話もありましたけど、そういうような仕組みというのは、千三つみみたいな形で仲介しようという団体が出現するわけですが、なかなかうまくいかないことがありました。ベンチャーの野心家たちにさせるのではなくもっとしっかりしたところがシステムを市民と企業とNPOが協働して作り上げていった方が良いです。というので、非営利領域のほうでも先の事業継承のところで説明したような銀行機能的な非営利エキスパート体があったほうがいいんじゃないかなということですよ。

それと揺らぎということについて、疑問、質問が出ましたが、そうでしょうか？むしろ僕は、これはチャットで書いて、私は発言する気はなかったんだけど、むしろ冒頭、委員長が揺らぎということを話されましたよね。僕は、揺らぎで言いたかったことというのは、あそこを書いてあることで、揺らぎというものは、制度自身がそれに対応できないということもあるんでしょうけど、社会福祉の仕組みや既存の制度が揺らいでいるわけではありません。そんな意味でおっしゃっているのではない。そういう状況に対して、それを是とするか非とするか、変えなきゃいけないかという判断ですね。そういうところで実は揺らいでいるんですよ。制度の揺らぎではなく、考え方の方が揺らいでどっちつかずになっている。

例えば、家族を前提とする形にするのかしないのかってあるでしょう。例えばね。そういうときに、じゃあ揺らぎ、それをやっぱり駄目なものだと考えるか、それをもうそういうものとして受け止めてやるかという判断というか、それに対するアプローチをどう考えるかということでの揺らぎというのは、すごく多いですよ、逆に。その部分が一番、最も重要な揺らぎなんですよ、実は。ということだと思っんです。だから、その部分で多分、山田先生は揺らぎという言葉を使われちゃった。

○山田分科会長 すみません、私の言葉ではないのですが。

○栃本副委員長 使われちゃったというか、使われたんじゃないかなというふうに、僕は応援という立場から言うと、そういうふうに僕は思いましたね。制度が、そういうような世間の変化とか個人の意識の変化というものに対応していないということはもちろんあるんだけど、それについて、どう考えるかということ自身が、実は揺らいでいますよ。その

部分が一番決定的な問題なんだということだと思います。

それは、国レベルでどうこうするという事は非常に難しいんだけど、自治体レベルではいろんな形で議論をし、一致点というか、これは言えるよなということは出せるという感じが私はしますのでね、というふうに思いました。

そのことを僕は直接発言したいなと思ったけど、今の部分は本当に読んでいただければという感じ。

○山田分科会長 ありがとうございます。意を汲んでいただきました。ありがとうございました。

小口委員、よろしく申し上げます。

○小口委員 私、今、身体障害者福祉分科会ならびに審査部会の委員ですけれども、年に4回ぐらい会を催しまして、身体障害者の等級を決めたりする仕事をやっています。第3節に現制度では対応が難しい様々な課題と書いてありまして、高齢者それから障害者、子供、生活困窮者と書いてありますけれども、身体障害者っていろいろな身体障害者がありまして、肢体不自由とかあるいは心臓の病気とか、肝臓の病気とか、肺の病気とかいろいろあるんですけれども、私は眼科医ですから、視覚に関係しています。平成16年ぐらいのときに糖尿病網膜症というのが一番手帳を持っている人が多くみられました。視力障害の身体障害者の等級では1級から6級までありますが、その一番トップが。糖尿病網膜症であったんですけども、実は今は緑内障なんですよね。緑内障というのは、これは視神経の病気です。昔は眼圧が高いのが緑内障と定義されていましたが、今は定義としては視神経の病気です。遺伝的にある程度決まっております。大体40歳以上の人の日本人は20人に1人は緑内障を持っているという、そういうことになっている。これは放っておきますと、年を取ったときに失明につながると、そういう病気なんです。それで、日本眼科学会と日本眼科医会という団体が、この緑内障をとにかく早く発見して、治療をしていかないといけないという宣伝をしています。視神経というのは再生しない神経なものですから、早めに見つけて、治療を開始しないと、年を取ったときに見えなくなってしまう。そういうことで、昔は平均寿命が60とか70のときは、失明する前に皆さん亡くなっていたのでよかったわけなんですけれども、今は本当すごく長生きされる方が多いので、やはり老人の病院なんかいくと、結構緑内障で失明されている方が多いのです。ですから、そういったことを考えますと、いろいろと身体障害者の福祉に関連して、医療の介護とか、そういうものがますます今後どんどん増えていくのではいかと、危惧するわけです。

今日のお話だと、2040年を一応めどにしてというお話ですけども、実は眼科の医療は、10年単位で結構進歩しているわけですね、医療というのは。ですから、今の状態では年取ったときに失明する可能性もあるかもしれないけれども、医療が進歩していくと、治療法が発見されたり、あるいはもうちょっと、良い予防法ができるかもしれない。

そういうことで、ちょっと2040年、今の状態より悪くなるかどうかというのはちょっと分からないですね。私あまり学問的にはっきりした証拠はないんですけども、そういうことで、2040年の問題点に感想を述べさせていただきました。

○山田分科会長 ありがとうございます。医療と介護、制度は別なんですけども、本人にとっては同じ。同じというか、そういう困った問題だと思いますので、それをどう捉えるか、重要だと思います。ありがとうございました。

ほかにありませんでしょうか。平岡委員長、最後にではよろしくお願いします。

○平岡委員長 大変活発なご議論をいただきまして、ありがとうございます。

今回、勉強会を昨年度開いたというようなこともありまして、また、分科会の最初にご専門のテーマについてお話をいただいたということで、非常に多くの課題が提起されました。また、新しい考え方も示していただいたかと思います。

それをできるだけ今回のまとめに反映させていくように、大分強くお願いしまして、いろいろ入れていただいたんですが、ちょっと論点の整理、用語の統一とか、そのようなところで不十分な点ができてしまいましたようで、私がフォローできなかったことで、そういうことになってしまった部分があります。申し訳なく思っておりますが、これからその意見具申の本文の作成に向けて、事務局でもしっかり取り組んでいただけるといいますし、山田分科会長と一緒に、文面の整理等につきましても、しっかり取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き起草委員会でのご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

本日は大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

○山田分科会長 どうも、おまとめいただきまして、ありがとうございます。

それでは、少し時間は早いのかな、もう約束の時間が迫ってまいりましたので、本日のところはここで議論を区切らせていただきたいと思います。

活発なご議論をいただきまして、大変ありがとうございました。本日の議論を踏まえ、起草委員会で意見具申に向けた検討をさらに深めてまいりたいと思います。

では、ここで進行を事務局にお戻しいたします。

○中村福祉政策推進担当課長 本日は、誠に活発なご議論をありがとうございました。

今後、年をまたぎながら、起草委員会を3回開催させていただきまして、意見具申案の具体的な作成を進めていきたいと思っております。その後、また来年1月下旬をめどにしまして、再度、拡大の検討分科会を開催させていただき、そちらでまた意見具申案につきまして、ご審議いただければと思っております。

また本日、紙でお配りした資料につきましては、必要であればお持ち帰りいただければと思っております。

最後に事務的なご連絡になりますが、委員の皆様がお持ちの青色の一時通行証につきましては、1階のエレベーターを降りていただいて、カードゲートを通る際にそれをタッチしていただいて、通行していただいた後に、北の玄関におります警備員に返却していただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、お車でお越しの方につきましては、駐車券をお渡しさせていただきますので、事務局にお声かけいただければと思っております。

事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

○山田分科会長 では、これで分科会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(午後8時11分 閉会)